

日経平均株価 構成銘柄選定基準（2002年2月1日より）

日経平均株価は以下の基準により構成銘柄を入れ替えます。この基準は2002年2月1日から適用します。なお本基準は、市場の動向をよりの確に反映するために、今後発生する市場環境や経済実態の変化、あるいは法規制の変更などに伴って、所要の改定を加えることがあります。

（1）構成銘柄

日経平均株価は東証第1部上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出します。長期間にわたる継続性の維持と産業構造変化の的確な反映という二つの側面を満たしながら、市場流動性の高い銘柄で構成する指数とします。

（2）定期見直し基準

以下の方法により毎年定期的に構成銘柄を見直します。定期見直しによる銘柄入れ替えは原則として毎年1回、10月の第一営業日に実施し、定期見直しによる入れ替え銘柄数には上限を設けません。

市場流動性の測定（高流動性銘柄群の決定）

東証第1部上場銘柄の中から市場流動性の高いグループを選び、これを「高流動性銘柄群」とします。個々の銘柄の市場流動性を測定する指標は、

- 1) 過去5年間の売買代金
- 2) 過去5年間の売買高当たりの価格変動率

とし、両指標から見て流動性が日経平均採用銘柄数（225）の倍に当たる上位450に属する銘柄グループが「高流動性銘柄群」です。

市場流動性低下銘柄の除外（絶対除外基準）

「高流動性銘柄群」に属さなくなった銘柄（市場流動性順位451位以下）は、構成銘柄から除外します。

市場流動性が極めて高い銘柄の採用（絶対採用基準）

「高流動性銘柄群」に属する銘柄のうち、市場流動性順位が上位75位以内となった銘柄の中で、それまで未採用であった銘柄を採用します。

セクターバランスを考慮した銘柄の採用・除外（相対採用除外基準）

- 1) 「高流動性銘柄群」に属する銘柄を、業種分類に基づく6つのセクター、「技術」「金融」「運輸・公共」「資本財・その他」「消費」「素材」に分類し、各セクターを構成する銘柄の半数を、セクターごとの「採用妥当数」とします。
- 2) 上記 および の除外と採用を考慮した上で、各セクターごとの過不足銘柄数を算出し、「採用妥当数」に合わせるように、銘柄の除外・採用を行います。
 - ・ 過剰なセクターについては、同セクター内の既採用銘柄のうち、市場流動性順位の低いものから順に、過剰な銘柄数に当たる銘柄を除外します。
 - ・ 不足するセクターについては、同セクター内の未採用銘柄のうち、市場流動性順位の高いものから順に、不足する銘柄数に当たる銘柄を採用します。
- 3) セクター分類は、日経業種分類・中分類（36業種）をもとに、以下の業種により構成されます。このセクター分類、構成業種については、今後の産業構造変化などを考慮して見直すことがあります。

技術	: 医薬品、電気機器、自動車、精密機器、通信
金融	: 銀行、その他金融、証券、保険
消費	: 水産、食品、小売業、サービス
素材	: 鉱業、繊維、紙・パルプ、化学、石油、ゴム、窯業、鉄鋼、非鉄金属、商社
資本財・その他	: 建設、機械、造船、輸送用機器、その他製造、不動産
運輸・公共	: 鉄道・バス、陸運、海運、空運、倉庫、電力、ガス

（3）臨時入れ替え基準

特別の事由による除外

次の事由などにより、東証第1部上場銘柄でなくなったものは、構成銘柄から除外します。

- ・倒産（会社更生法または民事再生法の適用申請や会社清算など）による整理ポスト入りまたは上場廃止
- ・被合併、株式移転、株式交換など企業再編に伴う上場廃止
- ・債務超過などその他の理由による上場廃止または整理ポスト入り
- ・第2部への指定替え

なお、監理ポスト入り銘柄については原則として除外候補としますが、除外の実施については、事業の存続可能性や上場廃止の可能性など状況を判断した上で決定します。

銘柄の補充方法

上記により構成銘柄から除外される銘柄が発生した場合、「高流動性銘柄群」に含まれる銘柄の中から、当該除外銘柄と同一セクターに属する銘柄のうち、市場流動性順位が高い未採用の銘柄を補充することを原則とします。

ただし、銘柄除外が予定される状況や時期により、以下の方法をとることがあります。

- 1) 定期見直しに近接する時期に、当該事由が発生することが予定されている場合には、その都度、本項本則による補充銘柄の選定を実施せず、定期見直し基準による入れ替え手続きの中に包含して補充銘柄を選定する。
- 2) 定期見直し以外の時期に、複数の当該事由が近接した一定期間内に発生することが予定されている場合には、定期見直し基準の および に準じ、市場流動性やセクター間の採用銘柄数のバランスに配慮して補充銘柄を選定する。

入れ替え実施時期

除外事由の発生日の入れ替え実施を原則とします。ただし、倒産等の除外事由が突発した場合は、その入れ替えの周知徹底のため、入れ替え実施まで期間を置くことがあります。特に当該除外に対する銘柄補充については原則として期間を置くものとします。

補充・採用銘柄の特例

企業再編形態の多様化に鑑み、以下のケースを例に、実態に即した銘柄採用を実施

します。この特例的な採用可否の決定は、事由発生の都度、事由ごとに再編後の実態等を勘案した上で行います。

- 1) 次の事由に該当した場合、上場廃止銘柄の事業実態が継承される会社（現在未採用の東証第1部上場銘柄に限るが、短期間のうちに東証第1部に新規上場が予定される場合を含む）を除外銘柄に代えて採用することを原則とします。
 - ・被合併により上場廃止した場合の、合併存続会社
 - ・株式移転または株式交換により上場廃止した場合の、株式移転により設立される完全親会社または株式交換後の完全親会社
- 2) 事業分割等により会社分割が行われ、分割後の複数の会社が東証1部上場を継続する場合は、主たる事業の継承会社を原則として継続採用します。

(4) 銘柄入れ替え実施方法の特例

上記(2)定期見直し基準、および(3)臨時入れ替え基準のいずれを適用する場合も、銘柄の入れ替えは同一日に除外・採用銘柄数を同数として、225銘柄を維持することを原則としますが、以下のケースなど、やむをえない場合は該当銘柄を除外してから代替の銘柄を採用するまでの一定短期間、225銘柄に満たない銘柄を対象として日経平均株価を算出することがあります。この間にあっては、銘柄または銘柄数を変更する都度、除数を変更し、指数としての継続性を維持します。

- ・採用銘柄が株式移転または非上場会社を親会社とした株式交換などを実施することにより上場廃止した後、株式移転により設立される完全親会社または株式交換により完全親会社となる非上場会社など事業を継承すると認められる会社が短期間のうちに新規上場し、その銘柄を補充銘柄として採用する場合。
- ・採用銘柄が倒産等で整理ポスト入りするなど、突発的に銘柄除外事由に抵触した事例の除外・補充について、当該銘柄の除外は速やかに実施するものの、代替銘柄の補充に対しては、その周知徹底のために、短期の告知期間を経て補充する場合。

(5) 採用・除外銘柄の決定

採用・除外銘柄は、学識経験者、専門家等の意見を得たうえで、日本経済新聞社が決定し、発表します。